

第 4 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成27年12月11日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 4 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成27年12月11日（金曜日）

午前9時58分開議

午前11時26分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成27年度熊本県一般会計補
正予算（第5号）

議案第6号 熊本県行政手続における特定
の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利
用、特定個人情報の提供等に関する条
例の制定について

議案第7号 熊本県知事の権限に属する事
務処理の特例に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

議案第8号 行政不服審査法の施行に伴う
関係条例の整備等に関する条例の制定
について

議案第9号 熊本県行政不服審査会条例の
制定について

議案第10号 熊本県住民基本台帳法施行条
例の一部を改正する条例の制定につい
て

議案第11号 熊本県税条例等の一部を改正
する条例の制定について

議案第12号 熊本県電子署名に係る地方公
共団体の認証業務に関する法律施行条
例を廃止する条例の制定について

議案第15号 熊本県工場等設置奨励条例及
び熊本県税特別措置条例の一部を改正
する条例の制定についてのうち

議案第19号 当せん金付証票の発売につい
て

閉会中の継続審査事件について

請第9号 教育費負担の公私間格差をなく
し、子どもたちにゆきとどいた教育を

求める私学助成請願

報告事項

①「懲戒処分の指針」の改正について

②川辺川ダム問題について

出席委員（8人）

委員長 高野洋介

副委員長 淵上陽一

委員 岩下栄一

委員 池田和貴

委員 小早川宗弘

委員 西聖一

委員 西山宗孝

委員 山本伸裕

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

知事公室

公室長 田嶋 徹

危機管理監 能登 哲也

秘書課長 島田 邦満

広報課長 吉永 明彦

危機管理防災課長 沼川 敦彦

知事公室付政策調整監 平井 宏英

総務部

部長 木村 敬

理事兼県中央広域本部長兼

市町村・税務局長 永井 正幸

政策審議監 古閑 陽一

総務私学局長 加久 伸治

人事課長 青木 政俊

財政課長 正木 祐輔

県政情報文書課長 田原 牧人

首席審議員兼

総務事務センター長 古谷 秀晴

管財課長 柳 田 紀代子
 私学振興課長 橋 本 有 毅
 市町村課長兼
 県央広域本部総務部長 竹 内 信 義
 消防保安課長 松 岡 大 智
 税務課長 齊 藤 浩 幸
 企画振興部
 企画振興部長 島 崎 征 夫
 政策審議監 坂 本 浩
 地域・文化振興局長 山 本 國 雄
 交通政策・情報局長 福 島 誠 治
 首席審議員兼企画課長 吉 田 誠
 地域振興課長兼
 県央広域本部振興部長 横 井 淳 一
 文化企画・
 世界遺産推進課長 本 田 圭
 川辺川ダム総合対策課長 水 谷 孝 司
 交通政策課長 藤 井 一 恵
 政策監 小 金 丸 健
 情報企画課長 松 永 正 伸
 統計調査課長 上 田 英 典
 出納局
 会計管理者兼出納局長 山 本 理
 首席審議員兼会計課長 瀬 戸 浩 一
 管理調達課長 田 上 英 充
 人事委員会事務局
 局 長 宮 尾 尚
 首席審議員兼総務課長 吉 富 寛
 公務員課長 井 上 知 行
 監査委員事務局
 局 長 牧 野 俊 彦
 首席審議員兼監査監 本 田 雅 裕
 監査監 小 原 信
 監査監 千 羽 一 樹
 議会事務局
 局 長 佐 藤 伸 之
 次長兼総務課長 中 島 昭 則
 議事課長 塘 岡 弘 幸
 政務調査課長 富 永 章 子

事務局職員出席者

議事課主幹 左 座 守
 政務調査課主幹 濱 邊 誠 治

午前9時58分開議

○高野洋介委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第4回総務常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、今回付託された請第9号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

請第9号についての説明者を入室させてください。

（請第9号の説明者入室）

○高野洋介委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

（請第9号の説明者の趣旨説明）

○高野洋介委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査いたしますので、本日はこれでお引き取りください。どうもありがとうございます。

（請第9号の説明者退室）

○高野洋介委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。説明に当たっては、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○木村総務部長 総務部長でございます。

今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算につきましては、議案第1号として、農地集積加速化事業でございますとか、災害復旧関係の経費など、合計で約26億7,900万円を計上しております。

また、債務負担行為といたしまして、早期発注により来年度前半の事業量を確保いたします、いわゆるゼロ県債などを設定させていただいているものでございます。

このほか、番号法の関係規定に基づきます個人番号の利用や特定個人情報の提供等に関する条例の制定、専決処分の報告、承認などにつきましても、あわせて御提案、御報告申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきまして財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例等議案につきまして各課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○高野洋介委員長 次に、財政課長から、平成27年度12月補正予算等の概要について説明をお願いいたします。

○正木財政課長 財政課でございます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

12月補正予算の概要について御説明いたします。

今回の一般会計補正予算は、農地集積加速化事業や公共土木施設等の災害復旧事業などの予算を計上しております。

また、債務負担行為として、早期発注により来年度前半の事業量を確保する、いわゆるゼロ県債などを設定しております。

これらにより12月補正予算は、総額26億7,900万円の増額補正となり、補正後の予算規模は7,649億8,800万円となります。

2ページと3ページをお願いいたします。

歳入予算の内訳でございます。

今回の補正予算では、3ページの12、繰入

金が多くなっておりますが、これは農用地利用集積等推進基金や地域医療介護総合確保基金を活用した事業が多くなっているためでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出予算の内訳でございます。

1の一般行政経費では、(4)その他が多くなっております。農地集積加速化事業や地域医療介護総合確保基金を活用した事業などにより、合計で17億700万円を計上しております。

5ページをお願いいたします。

2の投資的経費では、経営体育成支援事業や現年林道災害復旧事業などの災害復旧関係、地域医療介護総合確保基金を活用した脳卒中等医療推進事業などにより、9億7,100万円を計上しております。

6ページをお願いいたします。

今回の補正に伴い、必要となる地方債の補正の内容でございます。

以上が予算の概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

○高野洋介委員長 次に、関係課長から順次説明をお願いいたします。

○吉永広報課長 広報課でございます。

説明資料の8ページをお願いします。

債務負担行為の設定につきまして、平成27年度に、広報関係業務として4,780万円余、首都圏広報業務として980万円余を限度額として計上しております。

上段の広報関係業務とは、広報誌制作、テレビ広報及びメールマガジンによるWEB活用広報の3つの事業、下段の首都圏広報業務とは、首都圏向けの効果的な広報を行う、いわゆるパブリシティサポート業務でございます。

いずれも新年度当初から実施できるように、年度内に業務委託契約を締結する必要があります。

ありますが、企画コンペの実施等により、契約締結まで期間を要するため、12月議会で提案させていただくものでございます。

広報課は以上です。よろしく願いいたします。

○沼川危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

資料9ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定になります。

防災情報通信基盤整備事業として17億5,900万円を計上しております。これは、平成26年度から平成28年度までの3年間で工事を予定しております防災行政無線システム再整備工事の本年度予算の一部について繰り越しを行うものです。

この防災行政無線システムは、県と市町村等との間で災害情報の収集、伝達を行うもので、現行のシステムが整備から20年以上経過し老朽化していることにより、システム機器類を更新するものです。

なお、工期は平成29年3月末までとなっておりますので、事業は工期内に完了する見込みでございます。

以上、御審議よろしく願いいたします。

○青木人事課長 資料の11ページをお願いいたします。

上段の部分でございますが、秘書事務委託業務について、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

設定期間は、平成28年度から平成30年度までの3年間、設定額は1億330万円余となっております。

現在、副知事及び各部長等の秘書事務を行うために、平成25年度から3年契約で秘書10名を配置しております。

今回、引き続き秘書事務を委託するに当たりまして、今年度中に委託業者の選定や契約手続を完了させる必要がありますので、今議

会での債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○柳田管財課長 管財課でございます。

説明資料の11ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございますが、内容は、玉名総合庁舎の空調設備の改修です。

各総合庁舎につきましては、空調設備が老朽化しているため、順次更新を行うこととしております。玉名総合庁舎については、今年度、空調改修の設計を行い、来年度、工事を施工の予定でございます。

工事に要する工期確保のため、本年度内に契約事務を行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどお願いいたします。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

資料の12ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございますが、まず私学特別支援相談員派遣事業は、発達障害に関する専門家を各私立学校に派遣し、特別な支援が必要な生徒に関する助言等の支援を行うものでございます。

次の熊本時習館海外チャレンジ推進事業は、グローバル人材を育成するため、平成25年度から実施しております海外チャレンジ塾により、海外を目指す中高生を対象に、海外進学に必要な英語力向上のための講座等を実施するものでございます。

いずれも4月から切れ目なく継続して生徒や学校への支援を行うには、年度内に委託契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、資料の13ページの上段をごらんください。

繰越明許費についてでございますが、私立

学校施設耐震化促進事業の平成27年度予算額のうち1億6,300万円について、平成28年度への繰り越しをお願いするものでございます。

本年度は、耐震診断の補助として6棟、耐震補強として8棟、耐震改築として4棟の実施を予定しておりますが、うち耐震補強の2棟、耐震改築の2棟につきましては、年度内の事業完了が困難な状況となっており、繰越明許費の設定をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松岡消防保安課長 消防保安課でございます。

資料13ページの下段をお願いいたします。

繰越明許費の設定でございますが、防災消防ヘリコプターの管理運営費として4,900万円を計上いたしております。これは、防災消防ヘリコプター「ひばり」の運航管理委託のうち、航空無線をデジタル化するための事業でございます。

機器無線の製造に相当な時間を要すること、また、機体整備のライセンスを持つ特定の国内工場が年度内あいておらないことから、修繕、改造、検査を4月以降に行う必要があることから、繰り越しを行うものでございます。なお、整備工場については、来年4月、確保済みでございます。

消防保安課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料の15ページをお願いいたします。

企画施設災害復旧費として1,700万円余の増額をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

肥薩おれんじ鉄道災害復旧事業費補助事業でございますが、これは8月25日の台風15号

の災害により被災した肥薩おれんじ鉄道の災害復旧経費に対する助成でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。

資料の16ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございますが、これは、本庁と地域振興局とを結ぶ熊本県総合行政ネットワーク等の管理、運営に係る平成28年度の業務委託につきまして、平成28年4月1日から委託するために本年度内に契約事務を行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○横井地域振興課長 地域振興課でございます。

資料の17ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

「環境首都」水俣・芦北地域創造事業の1億4,500万円について、翌年度への繰り越しを計上しております。

環境省の補助事業を活用して水俣市が行う温泉街交流拠点公園整備等において、地権者との用地交渉に不測の時間を要したことなどから、年度内の事業完了が困難な状況となっており、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○水谷川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

説明資料17ページの下段をお願いいたします。

繰越明許費でございます。

五木村振興道路整備(受託)事業の本年度予

算額のうち3,600万円について、翌年度への繰り越しをお願いするものでございます。

県では、地元から特に要望の強い国道445号の九折瀬地区において、現在川辺川右岸で国道整備事業を実施しておりますが、この事業は、左岸の旧国道から移管される村道の整備を県が受託し、整備するものです。

本年度は、調査、測量、設計を実施いたしますが、先行する旧道引き継ぎ工事の完了が当初の見込みよりおくれたため、年度内の完了が困難となり、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田上管理調達課長 管理調達課でございます。

資料19ページをお願いします。

債務負担行為の追加で、給食業務でございます。これは、特別支援学校など7件の給食業務委託で、限度額1億230万円余でございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更で、まず上段の県有施設等管理業務でございますが、これは県庁舎や振興局庁舎等の清掃や設備機器の保守など168件の業務委託分で、限度額41億4,700万円余の増額でございます。

次に、情報処理関連業務でございますが、これは、防災情報ネットワークシステムなど、情報システムの保守点検など31件分の業務委託で、限度額6億8,600万円余の増額でございます。

下段の事務機器等賃借でございますが、これは県立美術館監視カメラのリース分1件、限度額589万円余の増額でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○青木人事課長 人事課でございます。

資料の21ページをお願いいたします。

第6号議案、熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報提供等に関する条例についてでございます。

27ページをお願いいたします。

条例(案)の概要で御説明をさせていただきます。

1、条例制定の趣旨でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法における個人番号の利用に関する規定の施行に伴い、同法第9条第2項の規定に基づく個人番号の県独自利用と、同法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報、すなわち個人番号をその内容に含む個人情報の提供等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

2、主な制定内容でございます。

(1)は、この条例の趣旨について定めるものでございます。

(2)は、番号法第9条第2項の規定に基づく個人番号を利用する事務等について定めるものでございます。

アでございますが、番号法第9条第2項に規定する条例で定める事務、すなわち個人番号を県で独自に利用する事務を定めるものでございます。

ここで補足いたしますと、個人番号の利用は、税や社会保障などの分野に限定して、基本的には、番号法第9条第1項の規定に基づき、同法別表で列挙された事務についてのみ認められております。これを法定事務と呼びますが、例えば、税の賦課徴収、生活保護、身体障害者手帳の交付といった事務が法定事務として認められております。

その上で、番号法第9条第2項において、法定事務と類似する事務などについて、条例

を制定することにより、自治体における個人番号の独自利用が認められております。

今回、例えば療育手帳の交付事務などについて、県が個人番号を独自利用できるようにし、県民の利便性や事務の効率化を図るものでございます。

補足が長くなりましたけれども、資料に戻ります。

(2)のイでございますが、イは、アで県独自に利用することとした事務の同一執行機関内における利用に関して定めるものでございます。

なお、この同一執行機関内とは、県庁の場合、例えば知事部局内、教育委員会内ということをして指しております。

ウは、同一執行機関内において、法律により番号を利用することが認められた事務同士で保有する情報を利用することができる旨、定めるものでございます。

エは、個人番号の利用が認められた事務の手続においては、特定個人情報の利用により——端的に申しますと、当該手続に必要な関係書類の添付を省略できるといった趣旨の規定を設けるものでございます。

(3)は、県庁内の異なる執行機関の間、例えば知事部局と教育委員会などにおける特定個人情報の提供に関して定めるものでございます。

(4)は、委任事項について定めるものですが、独自利用する事務及び提供を受ける情報の詳細な内容を規則で定めるものでございます。

3、施行日です。

施行日は、番号法における法定事務利用開始日との整合を図り、ここに記載のとおりとしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

資料の28ページをお願いいたします。

第7号議案熊本県知事の権限に属する事務

処理の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

31ページをお願いいたします。

条例案の概要で説明をさせていただきます。

1、条例改正の趣旨ですが、今回協議が調った熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村に移譲することなどに伴い、関係規定を整備するものでございます。

2、主な改正内容ですが、(1)は、地域医療支援病院の承認等に関する事務を熊本市に移譲するものでございます。

(2)は、農地法に基づく農地転用許可等の事務についてでございます。

アは、いわゆる第5次地方分権一括法の施行に伴い、県の許可権限が従来の2ヘクタール以下から4ヘクタール以下に拡大されたことに伴い、移譲事務の範囲を拡大するものでございます。

イは、新たに人吉市、合志市に事務を移譲するものでございます。

(3)と(4)は、条例の改正、廃止に伴う規定の整備であり、新たに事務を移譲するものではありません。

3、施行期日でございますが、平成28年4月1日を基本としておりますが、(3)につきましては、公布日、(4)につきましては、当該廃止条例の施行日である平成28年1月1日、(2)のイのうち合志市に係る部分については、事務移譲に時間を要するため、平成28年10月1日としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○田原県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

条例が2本、第8号議案、第9号議案でございますが、いずれも行政不服審査法の改正に伴うものでございます。

説明に入ります前に、今回の法改正の概要

について御説明いたします。

行政不服審査法は、行政庁が行った処分に対する不服申し立ての手續を定める法律でございますが、今回、審査の公正性、利便性を高める観点から、抜本的な改正がなされました。その主な改正点は2つございます。

まず、これまで不服申し立てには異議申し立てと審査請求の2種類がございましたが、これが審査請求に一元化されました。また、不服申し立ての審査は、職員、公務員が行いますが、審査の公正性を高めるために、原処分に関与していない職員が審理員として審理手續を行うこととされました。あわせて、審査の妥当性をチェックする第三者機関を設置し、裁決の場合にここに諮問することとされました。これらの改正に対応するために条例を整備するものです。

資料32ページの第8号議案、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例でございますが、概要にて御説明いたします。説明資料の40ページをお願いいたします。

(1)は、5本の条例につきまして、不服申し立てという語を審査請求に改めるなどの法改正に伴う文言等を整理するものでございます。

(2)(3)(4)につきましては、情報公開条例、個人情報保護条例、行政文書等の管理に関する条例の改正でございますが、これは改正内容が同じでございます。

先ほど、審査の公正性を高めるために審理員による審理と第三者機関のチェックが設けられたと御説明いたしました。ここに掲げた3つの条例では、既に第三者機関を設置しており、そこで情報公開等の不服申し立てについて審査を行っております。

このような場合は、重複を避けるために、審理員の適用を除外する等の例外的な取り扱いができるとされておりまして、これに対応するために関係条例の整備を行うものでござ

います。

この条例は、法の施行の日である平成28年4月1日に施行することとしております。

次に、資料42ページ、第9号議案、熊本県行政不服審査会条例についてでございます。説明資料44ページをお願いいたします。

これは、法により設置することとされました第三者機関の構成等を定める条例でございます。

審査会の委員は9人以内で、法律や行政にすぐれた識見を持つ者から、知事が任命することとしております。任期は、2年でございます。また、審査に当たって、専門的な見地が必要な場合は、専門委員を置くこととしております。実際の審査につきましては、効率的に行うために、3人の合議体で行うことも定めております。

この条例につきましても、平成28年4月1日に施行することとしております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○竹内市町村課長 市町村課でございます。

資料45ページ、議案第10号熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明は47ページの条例案の概要でさせていただきます。47ページをお願いいたします。

まず、1の条例改正の趣旨についてですが、今回の改正は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、関係規定を整理するものでございます。

主な改正内容といたしましては、2に記載のとおり、法律の条項ずれや引用条項の整理を踏まえて、本条例の規定も整理するものでございます。

3の施行期日ですが、改正法の施行日に合わせて平成28年1月1日としております。ただし、附則第3項の規定につきましては、番号利用法附則の施行日に合わせる必要があるため、そのようにしております。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○斉藤税務課長 税務課でございます。

資料48ページをお願いいたします。

第11号議案熊本県税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料57ページの条例案の概要で御説明申し上げます。

条例改正の趣旨は、地方税法の一部改正等に伴う改正でございます。

主な改正内容としまして、(1)熊本県税条例です。

ア、総則は、地方税法の改正に伴い、納税者の負担軽減などの観点から、徴収の猶予及び換価の猶予に係る分割納付の規定を設けるもの、イの法人事業税は、法人事業税収入割額を課す事業に貿易保険業を追加するもの、ウ並びに(2)熊本県産業廃棄物税条例及び(3)熊本県税条例の一部を改正する条例は、文言の整理などを行うものです。

施行期日は、(1)ア及びウ並びに(2)は、平成28年4月1日、(1)イは、平成29年4月1日、(3)は、公布の日でございます。

説明は以上でございます。よろしく願います。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。

資料の59ページをお願いいたします。

第12号議案熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例について、条例案の概要にて説明させていただきます。

まず、条例改正の趣旨でございますが、マイナンバー制度が来年1月から始まることに伴います公的個人認証に関する所要の措置でございます。

マイナンバー制度の施行に伴う関係法律を一括して整備した、いわゆる番号整備法の施

行により、いわゆる公的個人認証法が一部改正されております。この改正において、同法に基づく承認業務を知事が行わないこととなるため、当該条例を廃止するものでございます。

なお、公的個人認証サービスにおける電子証明書は、現在住民基本台帳カードに登載されておりますが、来年1月以降は、マイナンバーの利用開始に合わせて、個人番号カードに登載されることとなります。

別添資料にて補足説明をいたします。60ページをお願いいたします。

現行と改正後を図で対比しております。

現行では、知事が指定認証機関である地方公共団体情報システム機構に委任して公的個人認証業務を行わせておりますが、改正後は、同機構が主体となって認証業務を行うことに変更されており、現行の破線囲みの部分にあります、知事が指定認証機関へ委任する仕組みが廃止されております。

この法改正に伴い、知事が認証業務を行うに当たり、必要な事項を定めていた条例を廃止する必要があるため、今回、廃止条例を提案するものでございます。

施行期日は、平成28年1月1日としております。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○斉藤税務課長 税務課でございます。

資料61ページをお願いいたします。

第15号議案熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料66ページの条例案の概要で御説明いたします。

条例改正の趣旨は、地域再生法の一部改正等を踏まえまして、認定地域再生計画に基づき、地方拠点への拡充強化を行う事業者に対しまして、不均一課税が適用できるよう、熊

本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例を改正するものでございます。

主な改正内容といたしまして、まず(1)熊本県工場等設置奨励条例です。

アは、不均一課税に伴う措置の対象等区域に、認定地域再生計画に記載されております地方活力向上地域を追加するもの、イは、適用工場等としまして、指定する工場等に、地方活力向上地域内にあつて、特別償却設備を有する工場などを追加するものでございます。

なお、この条例は、商工観光労働部が所管しておりまして、経済環境常任委員会でも審議をされます。

次に、(2)熊本県税特別措置条例です。

アは、地方活力向上地域内に地域再生法第17条の2第1項第1号に係る特定業務施設を新設し、または増設した認定事業者に課する事業税、不動産取得税または固定資産税についての不均一課税に関する規定を設けるもの、イは、地方活力向上地域内に地域再生法第17条の2第1項第2号に係る特定業務施設を新設し、または増設した認定事業者に課する不動産取得税または固定資産税についての不均一課税に関する規定を設けるものでございます。ウは、文言の整理など、規定の整備を行うものです。

施行期日は、(1)及び(2)とも、公布の日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○正木財政課長 財政課でございます。

67ページをお願いいたします。

これは、来年度の県の宝くじ発売額の範囲を決定するものでございます。

総務大臣へ発売許可を申請するに当たり、議会の議決を求めらるものでございます。

発売総額は、昨年と同様の110億円以内としております。

以上、よろしくお願いたします。

○高野洋介委員長 以上で本委員会に付託されました議案第1号、第6号から第12号まで、第15号及び第19号についての執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○山本伸裕委員 第8号及び第9号についてちょっとお尋ねしたいんですが、御説明いただいたように、行政不服審査法の制度の一元化で異議申し立てが再調査請求に変わると。それで、参考人からの陳述、検証もなくなって、簡易な手続で事実関係の再調査をして処分の見直しが行われるというような、そういう面もあるというようなふうに私は理解しております。

それで、問題は、この行政不服審査を申し立てるその申立人にとっては、自分の権利や利益を守ってほしいと、そういう思いでこの不服審査請求をするわけですけれども、何と、そういう参考人の陳述、検証がなくなって、簡易な手続でというようなことになると、国にとっては、簡略化で迅速に作業を進めるというようなメリットにつながるかと思うんですが、その申立人にとって、その利益が確保されるのかと、救済の仕組みが後退するようなことにはつながらないのかというようなことについてお尋ねをしたいのですが、いかがでしょうか。

○田原県政情報文書課長 今再調査とおっしゃいましたが、再調査は特別の場合にできるような形になります。

あと、審査請求の中での審理手続を行う際には、一応申立人、それから参考人等の意見も、申し立てがあれば、それを聞かなければならないというふうなことになっておりまして、これまでよりも制限されるということとは

ないと考えております。

○山本伸裕委員 わかりました。

それともう1つ、15号についてお尋ねをしたいんですが、これは、要するに東京本社機能を県に移転すると、それで熊本に来るときには税金が減免されると、その分交付税で見ますよというような、そういう制度だというふうに理解をしておりますが、1つお尋ねしたいのは、熊本に来た企業が利益を上げた場合に、その利益は東京に吸い上げられるのか、仕組みとしてどうなっているのかというのをちょっと教えていただけますでしょうか。

○斉藤税務課長 まず、地域再生計画については、国の地方創生の動きと呼応しまして、本県において、雇用機会の創出、拡大、経済活性化を目指すというふうなものでございます。

そういう中で、東京23区からの本社等機能を誘致するということと、地方にある企業の本社機能等を拡充するというようなことに対して、優遇措置がされているところでございます。

今おっしゃった、企業が来た場合の税の話なんですが、これは一般的な企業に対する税と一緒に、例えば本社がほかのところにあってから本社が来たとき、支店が各地域にあるといったような場合については、法人二税等について、本社があるところにまず一旦納めていただきまして、そこから工場等とか従業員数とか、そういうふうなものを基準として各都道府県に配分するというので、今回、その地域再生計画にのっとって熊本県に誘致した企業といえども、一般的な形と同じだというふうなことになります。

だから、あくまでも今回は、本社機能を東京23区から熊本県の中に移してきたとき、それに対する優遇措置という点だけのことでござ

います。

○山本伸裕委員 そうなると、熊本にどういうメリットがあるのかというのが非常に気になる場所なんです。例えば、地元での雇用がふえるのか、あるいは機能は移転しても、全然地元からの雇用がゼロであったりとか、そういう事例も全国的にはあったりするものですから。そして、来たはいいけれども、短期間でまた撤退するとか、そういうようなことも結構各地で問題になっているわけですよ。

だから、ちょっと実際にどれだけの企業がこの新しい条例に対して応える見通しというのか、見込みといいますか、そういう中で、地元の雇用をどうやってふやすのかというようなことであるとか、まあ具体的な見通しや目標やら、そういうものはあるんでしょうか。

○斉藤税務課長 今回の認定地域再生計画は、平成27年11月27日に総務大臣の認定を受けました。

この中の計画の目標としまして、企業の新規立地、計画認定件数として130件を一応予定目標としております。さらに、雇用機会の創出としまして、1,750人ぐらいの新規雇用者をつくるというようなことで、平成32年3月31日までの目標としているところでございます。

ということで、まず雇用が創出されるということと本社機能が来るというようなことで、当然そこには本社の建物あるいは工場等について建設されますから、そういう意味では、法人二税についてはさらに増収が期待できると、市町村においては固定資産税の増加が期待できるということになりますので、多くの企業が進出することによって、本県並びに市町村にとっては、かなり増収は期待できるものと考えているところでございます。

○山本伸裕委員 もう1点、撤退を何か抑制するといいますか、できるだけ熊本にとどまっていた上で、何というか、短期間のうちに熊本からまた撤退するとかあるいは地元からの雇用が全くないとか、そういうような事例が出ないようにするような、何というか、熊本としてのそういう事前の歯どめ策といいますか、そういうものは検討しておられるのでしょうか。

○斉藤税務課長 それは商工のほうの話だと思うんですけども、おいでいただいた大企業等については、きめ細やかなフォローアップをしていくということが大事だというふうに思います。

なかなか税の世界で、撤退に対する対策というのは、今のところございません。後は、もう商工のほうで、きちんとその後のケア、フォローのほうをやっていただけるものというふうに考えております。

○山本伸裕委員 決算委員会でちょっとそれを商工にお尋ねしたら、2年以内に撤退した場合には補助金を返還してもらうようなルールがあるというようなことは伺ったんですね。まあ、全国的にはそれが5年であったりとかですね。結構そういうことで厳しく——厳しくといいますか、なるだけやっぱり地域で頑張ってもらおうというような仕組みがつくられていますので、そういうところもぜひ研究をしていただければと思うんです。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○岩下栄一委員 人事ですけれども、秘書外部委託ですか、これは県にもたくさん職員の人がいらっしゃって、皆さん優秀な方が。この秘書を外部委託する理由は何ですか。

○青木人事課長 この外部委託自体は、21年度、1名、副知事秘書、これは日程担当の副知事秘書を委託して、22年度から本格的に委託を始めたものでございますけれども、その委託の理由につきましては、秘書業務、専門性が求められますので、その専門性を考慮して、専門性の高い方に来ていただくというのが1点でございます。もう1点は、もちろん財政再建の流れの中で、そのようなことも考えているということでございます。

以上、2点でございます。

○岩下栄一委員 これは身分はどういうことになりますか。

○青木人事課長 身分は、これは派遣元の社員ということでございます。

○岩下栄一委員 わかりました。

県職もたくさんいらっしゃるし、外部に委託する必要があるのかなとちょっと思うんですけども、まあ専門性ということですね。

もう1ついいですか。

○高野洋介委員長 はい、どうぞ。

○岩下栄一委員 広報ですけれども、この議案とは直接関係ございませんが、「県からのたより」というやつがたくさん出ていて、手前どもにも送っていただいておりますけれども、これは個人的な主観とか趣味の問題もあるけれども、何かはっきり言って魅力がないなと思うんです、「県からのたより」ね。あれは全県下に配布しているわけでしょうけれども、これも外部ですか。広告代理店とか。

○吉永広報課長 基本的には、広報課のほうで全庁的に情報を集めまして、記事内容につきましてはつくりまして、後はレイアウト、

デザイン等を外部のほうに委託しております。

○岩下栄一委員 広告代理店とか、いろんなところをお願いされるんだらうけれども、私は、昔から熊本県の職員というのは、父も職員だったし、親戚も県職が多いけれども、優秀な人が多いと思うんですよ、外部に委託しなくてもですね。新聞の編集ぐらいは職員でできるんじゃないかなといつも思うんです。さっきの話、秘書だって、職員の中にも優秀な人がたくさんいて、いつも思うんですけれどもね。これは、まあ私の所感ですけれども、きょうの議案とはこの広報は関係ないけれども、「県からのたより」あたりも、もうちょっと魅力的なものを出してほしいなと思います。一応要望です、最後は。

○西聖一委員 第19号の宝くじの件でお尋ねいたしますが、110億円発行の予定の中で、これは2019年に向けた国際大会の分の発行額も予定しているのでしょうか。

○正木財政課長 予定しております。

○西聖一委員 110億円のうち、どれくらい予定していて、そして、その発行によってどれくらい県の予算として使われるのか、ちょっと教えてください。

○正木財政課長 発売額としまして、平成28年度に10億円——全国ですけれども、10億円、29年度に70億円、そして平成30年度に70億円で、ラグビーワールドカップ2019大会について支援することとなっております。

そして、この収益金につきましては、開催自治体19団体のうち、宝くじの発売団体15団体に均等に配分されるということになっております。

○西聖一委員 じゃあ、これは県独自じゃなくて、全国の枠に乗るという話ですかね。

○正木財政課長 そのとおりでございます。

○西聖一委員 わかりました。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○池田和貴委員 宝くじに関連してなんですけれども、これは、熊本県がやるハンドボールの世界大会がありますよね。ああいったのには活用はできないんですか。

○正木財政課長 宝くじについては、全国的に発売することになりまして、ラグビーワールドカップであれば全国のものなので、例えばラグビーというので設けると、ほかの売上額が減ってしまうことになりまして、ラグビーだと、全国で行われるので割と理解も得やすいんですけれども、ハンドボールだと、どうしても本県だけになってしまうので、なかなかこの宝くじというスキームでは難しいかなというふうに思っています。

○池田和貴委員 ほかから理解が得られればできるというわけじゃなくて、もう最初からやっぱりだめなのかな。

○正木財政課長 宝くじの事務局のほうとはそういう話もしてはみたんですけども、やはり私が今申し上げたような話がありまして、断念したというところがございます。

○池田和貴委員 わかりました。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○西山宗孝委員 繰越明許についてお尋ねをしたい。13ページ。

耐震化促進事業で、繰越明許ということで金額が上がっておりますけれども、当初予算の当初と今回繰り越しになった分の内訳といいますか、あるいは何校の、どういった内容で進めて、困難であったというようになっているんです、ある程度抑えられているとは思いますが、それを説明いただければと思います。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

耐震化予算につきましては、当初予算につきましては約5億9,900万計上しております。このうち、今回、繰越明許費として1億6,300万繰り越すものでございます。

また、先ほども説明いたしましたけれども、今年度、事業の予定といたしましては、耐震診断の補助として6棟、耐震補強として8棟、耐震改築として4棟の実施を予定しておりますけれども、このうち耐震補強の2棟と耐震改築の2棟につきまして、今年度内の事業完了が困難ということで、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

なお、繰り越しの理由につきましては、工事スケジュール及び学校の資金計画等の都合上、工事着手が——着手しております、年度内の工事完了が困難ということで聞いております。

以上でございます。

○西山宗孝委員 済みません、少し聞きづらかったんですけれども、今年度、何校あって、何校が予定どおりいって、繰り越しの分は何校、あるいは何校の中でも部分的に終わらなかったとか、それを少し。少し聞きづらいたところもありますので、大きい声でお願いします。済みません。

○橋本私学振興課長 繰り返します。今年度、耐震診断の補助として6棟、耐震補強と

して8棟、耐震改築として4棟の実施を予定しております。このうち、耐震補強の2棟、耐震改築の2棟につきまして、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

関係校といたしましては、耐震補強の2棟につきましては2校、耐震改築の2棟につきましても2校の分につきまして、繰り越し予定ということでございます。

○西山宗孝委員 学校現場の都合ですか、それとも——繰り越しについては。

○橋本私学振興課長 学校等で、やはり資金計画等の精査、また工事スケジュール、また県補助金だけではなかなか学校のほうも資金繰りがつかないということで、国庫補助を受けて事業を行う予定にしておりますけれども、この国庫補助のスケジュール、内定等が例年ちょっとおくれておまして、この国庫補助のスケジュールにどうしても工事着手等を合わせざるを得ないという状況になっております。

○西山宗孝委員 わかりました。

新年度にはそれは進むということだろうと思いますが、やっぱり耐震、今全国的に数多くやっていますので、何か日常化していつ地震が来るかわからないということで、やっぱりできる限り早目早目の対策が必要かなと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

もう1ついいですか、委員長。

○高野洋介委員長 はい、どうぞ。

○西山宗孝委員 それから、17ページ、「環境首都」水俣・芦北関係の事業で、用地交渉のおくれで繰り越しになるというところがありますが、よく用地交渉についてが、なかなか課題が多過ぎて何年もかかるというケース

もありますので、もう少し詳しくお教えいただければと思います。

○横井地域振興課長 この事業は水俣市がやっている事業で、私ども国と県が補助する事業でございますので、水俣市のほうからは、予定の用地交渉がちょっとおくれたということで報告を受けているような状況でございます。

○西山宗孝委員 おくれたという理由だけですか。

○横井地域振興課長 済みません、もう少し正確に申し上げますと、2つ事業がございます、1つが、温泉街交流拠点の整備事業ということで、バスを——ちょっと道が狭いところ、湯の鶴温泉って道が狭いところにあるものですから、そのバスの回転場のための用地交渉にちょっと手間取ったというのが1件と、もう1点、高等教育研究活動拠点整備事業ということで、水俣環境アカデミアという、水俣高校を改修して高等研究機関を入れるという事業をやっているんですけども、そちらのほうは、やはり地元との設計等で細部を詰めるのに時間がかかったので、繰り越しをさせてほしいということでお願いしている次第でございます。

○西山宗孝委員 わかりました。

地元で一生懸命頑張っておられると思いますので、県のほうも支援をよろしく願いしておきたいと思います。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○池田和貴委員 済みません、これは税務課になるのかな。

国のほうでは、まあ税収が上振れしている

とか、そういう話がやっぱり出てきているんですけども、それは2月議会にはその辺の数字はきちんと出てくるんだと思うんですけども、今のところ県税の収入はどんな感じですかね。

○斉藤税務課長 10月末時点でのデータでの推測でございますが、今年度当初予算で約1,500億円強、具体的には1,504億円程度ぐらいを計上させていただいておりますけれども、昨年と同期に比べまして、大体当初予算ベースで10%ほど伸びております。

調定額ベース、先ほど申しました10月時点での調定額ベースでは、大体8%程度増加しておりますので、これからまた法人二税とか地方消費税、大きなやつがこれからのまた調定等になりますので、今現時点での見込みだと、今年度の当初予算には到達できるかなというふうな予測を今しているところでございます。

○池田和貴委員 わかりました。

本県の場合は、税収が伸びても、その分交付税の影響があつて、まあ25%分ぐらいですかね、純粹に使える額というのは。それでも、やはり企業誘致だとか、そういった面でそういったふうにご貢献していると思っておりますので、そういうふうにご好転してもらえれば、来年度予算、少し何かちょっとでも明るいほうに使えるかなという気がしてですね。そんなことはないのかな。何か木村部長、こうやって手を振りよらさばつてん。それだけやっぱり財政はまだ厳しいということですね。わかりました。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、これで本委員会に付託されました議案第1号、第6号から第12号まで、第15号及び第19号に対する質疑

を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第6号から第12号まで、第15号及び第19号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山本伸裕委員 第6号、それから、第10号、12号、15号に関しては、挙手採決でお願いします。

○高野洋介委員長 わかりました。

それでは、一括採決に反対の表明がありました議案第6号、第10号、第12号、第15号について、挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○高野洋介委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第6号外3件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案第1号外5件について、一括して採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外5件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に今回付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第9号教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成請願について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

請第9号について御説明申し上げます。

この請願は、熊本私学助成をすすめる会からのものでございます。

趣旨は、公私立間の学費、教育条件の格差をなくすため、私学助成の大幅増額を求めるものでございます。

請願事項は6項目ありますので、それぞれの項目の現状について御説明申し上げます。

まず1点目は、経常費補助金の公立学校教育費の2分の1までの増額を求めるものです。

本年度予算では、私学全体で約76億円の経常費を措置しています。幼稚園、中学、高校のいずれも、園児、生徒1人当たりの単価が伸びております。

2点目は、就学支援金への県負担制度の創設及び年収350万円以下の家庭に対する授業料の無償化を求めるものです。

昨年度から、就学支援金において、年収590万円未満の世帯に対する支給額を増額するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減する奨学のための給付金を創設しております。

3点目は、耐震化予算の継続に関する国への要望でございます。

10月に県議会から国へ提出された私学助成の充実強化等に関する意見書の中に、私立学校施設耐震化への補助の拡充が含まれているとともに、県と県議会で行っている県の施策等に関する提案においても、予算確保を国へ要望しております。

4点目は、授業料等減免制度における学校負担、5分の1の撤廃を求めるものです。

授業料減免補助の割合につきましては、平成16年度に減免額を増額するなど、補助制度を充実した際に、県と学校が協力して支援に取り組むとの趣旨で学校の理解をいただき、それまでの定額補助から、県が8割を補助する定率補助に変更したものです。

5点目は、特別支援教育制度の充実のための予算措置を求めるものです。

県では、発達障害など、特別な支援を要する生徒の受け入れに対する学校への経常費補

助の加算や、退職教員等を活用して授業補助等を行う場合の経費に対する補助のほか、学校の求めに応じ、専門的知識を有する特別支援相談員を学校に派遣しています。

6点目は、非正規雇用の専任化を推進する臨時特別助成制度の創設を求めるものです。

教員の数については、高等学校設置基準に基づき、適正な数を確保するようになっております。県では、経常費補助において、専任教員の数を算定項目の一つとし、各学校における適正な専任教員の確保を支援しているところです。

請願の各項目の説明は以上ですが、去る9月県議会におきまして、熊本県私立中学高等学校協会及び同保護者会から私学助成の充実を求める請願がなされ、採択されて国に意見書が提出されております。

9月県議会の請願と今回の請願は、ともに私学助成の充実を求めるものでございますが、9月県議会の請願は、私学助成の一層の充実が図られるよう、国に対し意見書の提出を求めるものでございました。今回の請願は、国に対しての要望もありますが、主として県に対し予算上の対応を求めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○高野洋介委員長 ただいまの説明に関して、質疑ありませんか。

○西聖一委員 9月の請願も今回の請願も、中身は一緒、対象となる子供たちも一緒ですね。これは県に対する請願が強くて、具体的な、まあ予算措置を伴うというところに非常に難しさがあるということで理解しなければいけないんですかね。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

今、西先生のおっしゃられたとおり、9月議会での請願につきましては、国に対して要望する内容でございました。今回につきましては、例えば3番の耐震化予算の継続を国へ要請してください等、国へ要望する内容もございませぬけれども、請願事項6項目、主として県に対する予算の増額を求める内容となっております。

○西聖一委員 全般的に予算が厳しいのは、行政も含めて一緒ですけれども、教育委員会としても、なるだけ応えていきたいという姿勢は当然あると思いますが、少しでも応えていけるような話はないのでしょうか。（「そこは課長答えられるとや」と呼ぶ者あり）いいです。それはもう要望で結構ですが、私は推薦をしていますから、ぜひとも採択をお願いしたいということで要望します。

○高野洋介委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第9号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 採択、不採択両方の意見がありますので、本日は採択についてお諮りいたします。

請第9号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○高野洋介委員長 挙手少数と認めます。よって、請第9号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も

継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が2件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から報告をお願いいたします。

○青木人事課長 人事課でございます。

お手元の報告資料1枚紙、「懲戒処分の指針」の改正についてをごらんいただきたいと存じます。

さきの9月定例会におきまして、教育委員会が行った懲戒免職処分に伴う退職手当の一部不支給処分に係る審査請求について、知事から議会に諮問を行い、審議、そして答申をいただいたところです。

その際、懲戒処分の公表のやり方について議論になったことを踏まえ、懲戒処分の指針を改正するものでございます。

1番の趣旨でございます。

懲戒処分を行った場合、従来、事案の全部を公表しないことも可能としておりましたが、この取り扱いを見直し、事案の概要の全部を公表することを原則として、被害者保護に十分配慮して一部を公表しないことができる旨、改正を行うものでございます。

2、改正内容でございます。

表の右側、改正案の欄にお示ししておりますとおり、①処分対象職員が性的被害を与えているような場合等と、②被害者側からプライバシーに配慮するよう意思表示がなされた場合の要件、いずれをも満たす場合に、一部を公表しないことができることとすることを考えております。恣意的な運用を避けるとい

う意味で、こういった規定を設けたところでございます。

3番の改正時期でございますが、教育委員会の指針の取り扱いと整合を図り、今月内速やかに改正を行いたいと考えております。

なお、本件は、知事部局における懲戒処分の指針についての御報告でございましたが、本日午後の教育委員会におきまして、同委員会の懲戒処分の指針について協議が行われるものと聞いております。

人事課からの御報告、以上でございます。

○水谷川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

報告資料の川辺川ダム問題についてをごらんください。

第3回球磨川治水対策協議会を先月9日に開催しましたので、その概要を御報告いたします。

資料の中ほどの4の会議の概要をお願いいたします。

まず、事務局から、戦後最大の洪水被害をもたらした昭和40年7月洪水と同規模の洪水を防ぐことを目標とする9つの治水対策案の検討の考え方、そして、9つの対策のうち、引堤、河道掘削等、堤防強化の3つの治水対策案について説明を行い、意見交換を行いました。

意見交換では、人吉市から、引堤に係る市街地への影響を懸念する意見、球磨村から、河道掘削に係る河川環境への影響を懸念する意見などが出されました。

このほか、市町村からの主な意見は、ページ下のほうから裏面に記載のとおりでございます。

また、3つ目の白丸ですが、山間狭窄部である中流部の引堤、人吉地区の河道掘削等は、技術的に困難であるなどの理由により、検討対象外とされました。

今後、遊水地など、残り6つの対策案につ

きましても、この協議会で説明、意見交換を行ってまいります。

川辺川ダム総合対策課からは以上でございます。

○高野洋介委員長 報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○山本伸裕委員 第3回球磨川治水対策協議会についてなんですけれども、これは新聞報道でも大きく取り上げられておまして、特に西日本新聞なんかでは、非常に衝撃的な見出しで、それで人吉市が実現性危惧と、懸念の声が上がったというような報道がされております。

これは非常に、何というか、やっぱり治水対策を積み上げていくというような従来の合意のもとでの考え方からすれば、非常にこれは問題があるところじゃないかというふうに思っているんです。

蒲島知事も、かつて新聞の取材に答えて、すぐく上の治水レベルを求めて、それをクリアしないと何も動かないというのは許されることではないというようなことで、やっぱり少しでも安全面を高めていくことが重要だと、治水対策をできるところからずっと積み上げていくことが大事だというようなことをおっしゃっているわけですね。

これは、従来、やっぱり国交省がダムによらない治水策を進めるのはなかなか大変だと、こういう大規模な対策をやらないといけないんだ、事業費もかかるんだと、住民の負担も大変だというようなことを示すような、どちらかといえば国交省主導の考え方がまた復活してきているんじゃないかというふうに思うんですけれども、蒲島知事がおっしゃった、やっぱりできる治水対策を積み上げていくべきだというような考え方を、しっかり県としてこの対策協議会の場で表明はされてい

らっしゃいますか。

○水谷川辺川ダム総合対策課長 現実的な治水対策を積み上げるというやり方で、ダムによらない治水を検討する場で検討してまいりました。

その結果、現実的な対策を積み上げたんですけれども、人吉地区については、5分の1から10分の1の安全度までしか上がらないという結果になりましたので、今回、球磨川治水対策協議会という場に移しまして、戦後最大の洪水被害をもたらした昭和40年7月の洪水を安全に流せるのを目標として検討していきましようということで、国、県、流域の市町村長で合意いたしまして、今検討をやっております。

その検討の中では、9つの対策案について、今後、協議を進めているところなんですけれども、その9つの中には、例えば市房ダムの再開発でありますとか、県管理の部分のところも内容は入っておりますので、今後、その中で検討を行っていくことになると思っております。

○山本伸裕委員 5分の1、10分の1の話がございましたが、過去の議事録、ダム以外治水を検討する場の議事録をちょっと勉強しましたところ、第5回で人吉の総務部長さんが、昭和40年7月の水準の計画高水の問題に対して、計画高水を超えても水位はパラペット内、余裕高内にあると、その状況で堤防が決壊しなければ、市街地の氾濫はしないものと理解していいかと、パラペット堤防を点検、補修することが適正に行われていたら、計画高水位を超えた際に堤防が破壊されるような事例が過去全国的にありますかというような質問をされて、それはありませんというような回答をいただいているわけですね。

それに対して——まあ、そういう一連のやりとりがあった上で、人吉の当時の市長さん

は、5分の1、10分の1の安全度で危ないから、いざというときには避難してくださいと、その避難計画とか訓練とかソフト対策は行政が責任持って行いますと、そういうやり方がいいのか、それとも80分の1のダムをつくりましたから安全ですというようなやり方がいいのかと。それは、やっぱり住民の合意に基づく公共事業をどこまで進めていくかというような考え方が大事だと思うんですね。

だから、そういう点では、5分の1、10分の1でも、住民の生命、命を守ると、あくまでもやっぱりダムによらない治水を進めるべきなんだというようなことが住民合意であれば、やっぱりそういった道を探求していくと、そして、やっぱりダムによらない治水を積み上げていくと、そういう姿勢を堅持することがやっぱり大事ではないかというふうに思うんですね。

だから、そういう点では、やっぱり住民の声がかちんとその対策協議会の場に反映されるような、そういう協議会であるべきだと思うんですが、住民の声が反映できるような会になっていますでしょうか。

○水谷川辺川ダム総合対策課長 今回の協議会につきましては、決算委員会でも御質問があったところなんですけれども、今回の協議会につきましては、地元の住民からも意見を聞いていくということがはっきり明記されておりますので、その時期とかやり方はまだ決まっておられませんけれども、そこはいつも国交省と話をしているところでございます。

○山本伸裕委員 ぜひ、国交省主導で——やっぱりそのダムによらない治水は難しいというような、そういうような議論が先にありきで、過大な治水計画を持ち込んでくるようなことに対しては、やっぱり現実的にやらなければならない目の前の河川改修、堤防のかさ上げ、川の掘削であるとか、そういうのを積

み上げていくような作業を、ぜひ取り組みを強めていただきたいというふうに要望したいと思います。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○小早川宗弘委員 懲戒処分の指針の改正についてということで、ちょっと改めて確認なんですけれども、このペーパーの表囲みの改正の内容というところの3番、公表の例外というふうなところなんですけれども、被害者のそのプライバシーの権利を保護する観点から、以下の要件にいずれも該当する場合は、公表する内容の一部を公表しないことができるというふうなことで、以前は、この改正前のやつは、全部を公表しないことができると、一部または全部というふうなことで、その一部公表しないことができるものとする中でも、この性的被害を与えているような場合、かつその被害者が、本人さんから公表を控えてほしいというふうな希望があったときに一部を公表しないというふうなことで、これはあくまでも一部という考えで、いずれかの情報は公表するというところでよろしいでしょうか。そこの全部と一部の違いをちょっと聞きたい、確認したいんですが。

○青木人事課長 一部については、委員御理解のとおりで結構かと思えます。

○小早川宗弘委員 じゃあ、一部というのは、ほかの情報については何か公表することなんですか。全部も含めて一部なんですかね、そこの捉え方。

○青木人事課長 全部と申しますのは、例えば懲戒免職処分を行った場合に、所属、職級、氏名、年齢、処分の種類、処分時期、そして事実の概要、これらを公表するようにな

っているんですけども、それをもって全部と称しております。

これら2つの要件にいずれにも該当する場合は、その一部について公表しないことができるということでございまして、例えばプライバシーの保護の観点等から、所属について——例えば氏名ですね。その懲戒処分を行って処分を受けた者の氏名等の一部について、そこはケース・バイ・ケースで非公開、一部を公表しないということを考えております。

○小早川宗弘委員 わかりました。

○高野洋介委員長 ほかにございせんか。

○木村総務部長 じゃあ、補足だけ1点、済みません。

一部非公表の中で、その処分があったということについては、絶対公表するということですね。懲戒免職の処分をしたということは必ず公表します。ただ、それが、どこの誰かとかいうところは、プライバシーに配慮してほかすという一部非公表があるという、そういうふうに御理解いただければと思います。

○池田和貴委員 済みません、じゃあ確認ですけれども、前回の秘密会のときにも話が出ましたけれども、前回は、まあ自分の記憶をひもとくと、被害者から申し出もあったし、プライバシーを尊重して、そういう懲戒処分があったことを公表しなかったんですよ。ところが、その審査請求が出てきたことによって、それが公になったことによって、その公表しないことが問題視をされて、いわゆるマスコミの皆さん方からの報道があつて、そういったことがある意味、自分たちは意図しなかったんだけど、被害者の方々のプライバシーを守ろうとしたことに反してしまったので、そういったことがなくなるように、あのとき私は考えてくださいというふうに申し上げ

げたんですけども、それに対応するための今回は改正みたいなことと考えてよろしいですかね。

○青木人事課長 おっしゃるとおりでございます。

全部公表を原則としつつも、その被害者の方のプライバシー等の保護に十分配慮して、原則は公表なんですけれども、処分があったことは公表するんですが、委員の皆様のお意見も踏まえて、このような取り扱いをさせていただきますということでございます。

○池田和貴委員 わかりました。ありがとうございます。

○高野洋介委員長 ほかにございせんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 次に、その他で何かありませんか。

○西聖一委員 1点お尋ねいたしますけれども、12月1日だったと思いますが、ストレス度チェックを組織で取り組むようになってますよね。今から関係部局でされると思うんですけども、ちょっと心配するのは、人間ドックとか健康診断でも、ちょっと異常があると、主治医殿とか、通知が来ますよね。みんな、これをもらってまた再検査とかするんですけども、ストレス度チェックで、まあパターンは2つあるんですけども、メンタルと肉体的と。メンタルのほうでちょっと主治医殿みたいな通知が来ると、非常に本人もショックを受けるかもしれないし、なかなか扱いが難しいんじゃないかなと思うんですけども、その点はどのように考えているのでしょうか。

○古谷総務事務センター長 総務事務センターのほうでストレスチェック等を行っており

ますし、また、健康診断等も行っておりません。

ストレスチェックについては、これは、今現在、平成18年度から実施をしておりますけれども、当初、健康診断の間診票に記載するというので実施をいたしております。

ストレスチェックについては、このやり方というのは、調査を行いまして、そして本人が記載するわけですがけれども、その結果として、高ストレスの方に対しては、その結果をお返しすると。それから、あわせて、県庁の地下で健康サポートセンターというのがございますけれども、そういったところでも相談を受けられますという御紹介をして、後は、いわゆるセルフチェックですので、御本人が判断して対応されるという状況になっております。

それから、健康診断のほうについては、その結果に基づきまして事後指導というのをしておりますので、その事後指導の対象になれる方については、一人一人説明を行っているというところでございます。

○西聖一委員 さっき言ったように、主治医殿は笑い話で済むようなところも結構あるんですけれども、やっぱり精神でそういうのを言われると、やっぱり——実際、職員の中でも、隠して、隠してという言い方は失礼かもしれないけれども、内々に病院に行かれています方もいるわけですよ。そういうことが何かオープン的に、あなた行った方がいいですよと言われると、やっぱり個人にも周りにもちょっと何かあるんじゃないかな、ハレーションを起こすんじゃないかなとちょっと心配したものですから、そこら辺のやり方をちょっと。

○古谷総務事務センター長 プライバシーの保護については十分配慮いたしておりますので、ストレスチェックについても、高ストレ

ス症については、直接本人に対して結果を返しております。

また、健康診断についても、これは本人に対してその結果を返すということにいたしております。その結果、健康診断については、事後指導ということで、その対象になれる方については、直接本人に対して指導していくということでございます。

○西聖一委員 まあ、危惧しただけですがけれども、うまくやっていただいて、よろしくお願いいたします。

○古谷総務事務センター長 はい。

○山本伸裕委員 昨日、TPPの特別委員会がありましたですがけれども、企画課が所管の課でもありますし、ちょっときのうは聞きそびれたこともありますので、質問したいんですが、食の安全の問題で、食品添加物の安全基準について、英語版の協定案と日本語版の概要とでは、言っていることが違うんですよ。日本語版の概要では、日本の制度変更が必要となるような規定は設けていないというふうになっているんですが、しかし、英語版の協定の案では、アメリカが要求している食品添加物の認可数をふやすことを決めた閣議決定を誠実に実施することを確認したというふうなことになっているわけですね。これはどういうふうに理解をしたらいいのでしょうか。

○吉田企画課長 TPPの個別の中身につきましては、TPP委員会及び各所管ということになるかと思っておりますので、ちょっと企画課で責任は持てないところがあるんですけれども、先日の委員会でもありましたが、TPPにつきましては、基本的に今、英語、フランス語、スペイン語でTPP協定の案文のほうができているというふうに理解をしております。

す。

日本語については、概要版ということで、今後、日本政府において、交渉を詰める中において、正式な形で日本語訳が策定されるというふうに聞いております。

○山本伸裕委員 一昨日でしたか、オバマ大統領が、豚肉の問題で、日本政府に保護策をやめろというような圧力をかけていたみたいな報道がなされていましたが、やっぱり結局それがTPPの本質ではないかというふうに思うんですけれども、ISDの問題にしても、日本政府は抑制規定が入ったから大丈夫だというふうに言っているけれども、実際はアメリカ資本の多国籍企業が日本に進出した場合は想定されていないというような問題も指摘をされております。

それで、やっぱりこの問題については、農業のみならず、国民の暮らしや日本経済にとって非常に重大な影響を及ぼすものであるというふうに考えるわけですが、TPPとともに今アメリカと日本が進めている並行交渉、これも非常に重大だというふうに思うんですよ。

これは交渉という名前がついているけれども、何か日本とアメリカで交渉するということじゃなくて、アメリカが要求したことを日本がどう受け入れるかというような場になっていて、例えば郵政で、ここのところアフラックの商品が取り扱われているというようなこともありますけれども、既にアメリカの要求を受け入れて、郵政の中での規制改革なんかが進められているというような状況があるわけです。

並行協議の位置づけというのは、TPP発効時点で効力を持たせるというふうになっているんじゃないかというふうに理解しているんですが、既にそういうのが先取りでどんどん日本の中で規制改革が進められているというのは、非常に問題ではないかというふうに

思うんですが、それはいかがお考えでしょうか。

○高野洋介委員長 山本委員に申し上げますが、私、今聞いた限りでは、非常に県のほうが答えにくいのではないかなというふうに思っております。国と国との関係でございますので、県に対しての影響だとか、そういうのは多分答えられる部分ではありますが、そこら辺を尋ねるのはちょっと厳しいんじゃないかなと思いますけれども、質問の趣旨を変えて質問してください。

○山本伸裕委員 やっぱりこれは、もちろん国の政策の問題であるかもしれませんが、県民生活にとって非常に重大な、密接なかかわりのある問題になってくるというふうに思うんですね。

そういう点で、県の経済を守る、県民生活を守るという点で、今国が行っている取り組みに対して、ちょっと疑問が持たれるような点については、ぜひ県の立場からも意見を表明していただきたいし、要求を出していただきたいというふうに思うんです。

TPPに関する要請というのは、知事からも既に文書で出されていますし、具体的な個別の問題も含めて、こういった問題はちょっと納得がいかないというようなことは、ぜひ指摘をしていただきたいと。

そして、やっぱりまず全文について早急に日本語版を出すと、そして国民の前に知らせていくというようなことを、県としても強く要望していただければというふうに思っております。

○高野洋介委員長 ほかにその他で何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等が5件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

次の委員会につきましては、来年、平成28年1月25日月曜日午前10時からを予定しております。

なお、正式通知については、後日文書で行いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時26分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

総務常任委員会委員長